

令和3年6月11日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	市道鳴石線道路整備工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について
報 告 第 2 号	損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について
報 告 第 3 号	令和2年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書
報 告 第 4 号	令和2年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書
報 告 第 5 号	令和2年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書
議 案 第 1 号	令和2年度陸前高田市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
議 案 第 2 号	令和2年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
議 案 第 3 号	令和3年度陸前高田市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
議 案 第 4 号	陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 5 号	陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議 案 第 6 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 7 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 8 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 9 号	農業委員会の委員の任命について

番 号	件 名
議 案 第 10 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 11 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 12 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 13 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 14 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 15 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 16 号	農業委員会の委員の任命について
議 案 第 17 号	市道路線の廃止について
議 案 第 18 号	市道路線の認定について
議 案 第 19 号	脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事の変更請負契約締結について
議 案 第 20 号	（仮称）陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の請負契約締結について
議 案 第 21 号	財産の取得について
議 案 第 22 号	権利の放棄について
議 案 第 23 号	陸前高田市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

番 号	件 名
議 案 第 24 号	陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
議 案 第 25 号	陸前高田市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
議 案 第 26 号	陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例
議 案 第 27 号	令和 3 年度陸前高田市一般会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 28 号	令和 3 年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 29 号	令和 3 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 30 号	令和 3 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第 1 号

市道鳴石線道路整備工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について

令和 3 年 2 月 2 5 日に契約の変更に関し議会の議決を得た市道鳴石線道路整備工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第1号

専 決 処 分 書

市道鳴石線道路整備工事の設計変更に伴う変更請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 市道鳴石線道路整備工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字鳴石地内
- 3 請 負 者 (株)匠建設・(株)吉田建設経常建設共同企業体
- 代表者 岩手県大船渡市盛町字内ノ目12番地13
- 株式会社匠建設
- 代表取締役社長 中 嶋 豊

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	169,859,800円	173,769,200円

令和3年3月22日

陸前高田市長 戸 羽 太

報告第 2 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について

市公用車が一般国道 340 号内のガードパイプに接触した事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第 4 号

専 決 処 分 書

市公用車が一般国道 3 4 0 号内のガードパイプに接触した事故による損害賠償事件
に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償の相手方	損害賠償の額
岩手県釜石市新町 6 番 5 0 号 岩手県沿岸広域振興局長 森 達 也	2 5 6 , 2 7 8 円

令和 3 年 3 月 3 1 日

陸前高田市長 戸 羽 太

令和2年度陸前高田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
			円	円	円		円	円
2 総務費	1 総務管理費	情報システム 管理事業	5,206,000	5,206,000	-	-	-	5,206,000
2 総務費	1 総務管理費	復興整備事業	42,855,000	42,721,000	34,176,000	-	-	8,545,000
2 総務費	1 総務管理費	防災課管理事業	8,417,000	8,417,000	-	国庫支出金	2,308,000	6,109,000
2 総務費	1 総務管理費	新エネルギー 設備導入促進 事業	2,596,000	756,000	-	繰入金	756,000	-
3 民生費	1 社会福祉費	追悼施設等整備 事業	67,062,000	41,834,000	-	繰入金	41,834,000	-
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童 健全育成事業 施設整備事業	2,200,000	2,200,000	-	国庫支出金	996,000	955,000
						県支出金	249,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナ ウイルスワクチ ン接種事業	31,586,000	25,451,000	-	国庫支出金	25,451,000	-
5 労働費	1 労働諸費	認定職業訓練 事業	90,622,000	90,622,000	-	県支出金	47,026,000	27,920,000
						繰入金	15,676,000	
6 農林水 産業費	1 農業費	高田松原地域 振興施設 整備事業	80,000,000	44,573,000	-	国庫支出金	44,573,000	-
6 農林水 産業費	1 農業費	果樹産地化 推進事業	4,000,000	2,527,000	-	繰入金	2,527,000	-

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
6 農産林業水費	1 農業費	ピーカンナッツ 推進事業	円 29,575,000	円 29,575,000	円 -	国庫支出金	円 14,287,000	円 15,288,000
6 農産林業水費	1 農業費	新型コロナウイルス 感染症対策 農業支援事業	12,500,000	8,768,000	-	国庫支出金	8,768,000	-
6 農産林業水費	1 農業費	農業用施設 維持改修事業	49,848,000	40,648,000	-	県支出金	27,848,000	-
						市債	12,800,000	
6 農産林業水費	2 林業費	市有林 造成事業	7,298,000	7,298,000	-	県支出金	3,056,000	1,989,000
						その他	2,253,000	
6 農産林業水費	2 林業費	素材生産及び 販売事業	1,111,000	1,111,000	-	その他	1,111,000	-
6 農産林業水費	3 水産業費	水産業経営基盤 復旧支援事業	9,672,000	9,672,000	-	県支出金	8,462,000	1,210,000
6 農産林業水費	3 水産業費	新型コロナウイルス 感染症対策 水産業支援事業	52,500,000	52,500,000	-	国庫支出金	52,500,000	-
6 農産林業水費	3 水産業費	地域水産物供給 基盤整備事業	7,279,000	7,268,000	-	県支出金	3,634,000	434,000
						市債	3,200,000	
7 商工費	1 商工費	商店街活性化 支援事業	31,000,000	31,000,000	-	繰入金	31,000,000	-
7 商工費	1 商工費	仮設店舗等 整備事業	95,042,000	46,070,000	-	繰入金	1,201,000	-
						その他	44,869,000	
7 商工費	1 商工費	テナント事業者 本設店舗建設 支援事業	5,000,000	5,000,000	-	繰入金	5,000,000	-

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策 商工業支援事業	円 43,873,000	円 43,873,000	円 -	国庫支出金	円 43,873,000	円 -
7 商工費	1 商工費	観光物産施設 管理事業	10,242,000	10,242,000	-	-	-	10,242,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備 事業	19,000,000	19,000,000	-	-	-	19,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道改良舗装 事業	142,880,000	138,761,000	-	国庫支出金 市債	74,793,000 62,800,000	1,168,000
8 土木費	2 道路橋梁費	交通安全施設 整備事業	2,354,000	606,000	-	-	-	606,000
8 土木費	2 道路橋梁費	復興関連道路 整備事業	204,622,000	64,840,000	-	国庫支出金	42,146,000	22,694,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修 事業	51,335,000	40,571,000	-	国庫支出金 市債	24,263,000 15,300,000	1,008,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁新設改良 事業	659,812,000	658,841,000	-	国庫支出金 市債 その他	135,661,000 179,900,000 249,705,000	93,575,000
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	90,439,000	90,271,000	-	市債	89,900,000	371,000
8 土木費	4 都市計画費	市街地整備総務 事業	5,538,000	5,536,000	-	-	-	5,536,000
8 土木費	4 都市計画費	高田地区土地 区画整理事業	2,621,686,000	1,968,410,000	1,597,767,000	-	-	370,643,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
8 土 木 費	4 都市計画費	今泉地区土地 区画整理事業	円 2,185,252,000	円 2,104,015,000	円 1,650,777,000	-	円 -	円 453,238,000
8 土 木 費	5 住 宅 費	防災集団移転 用地管理事業	1,500,000	1,500,000	-	-	-	1,500,000
10 教 育 費	1 教育総務費	市立小中学校 復興基金事業	29,982,000	29,982,000	-	繰 入 金	29,982,000	-
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校改修事業	31,713,000	28,083,000	-	繰 入 金	28,083,000	-
10 教 育 費	4 社会教育費	博物館新築事業	27,791,000	27,791,000	-	繰 入 金 市 債	7,300,000 20,400,000	91,000
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害 復旧費	漁港施設災害 復旧事業	232,137,000	225,421,000	-	国庫支出金	218,727,000	6,694,000
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害 復旧費	漁港施設単独 災害復旧事業	5,949,000	5,949,000	-	-	-	5,949,000
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害 復旧費	漁港海岸施設 災害復旧事業	1,030,000,000	1,029,995,000	-	国庫支出金	1,000,000,000	29,995,000
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害 復旧費	漁港海岸施設 単独災害 復旧事業	57,558,000	50,598,000	-	-	-	50,598,000
11 災害復旧費	2 公共土木 施設災害 復旧費	公共土木施設 単独災害 復旧事業	137,912,000	75,824,000	-	市 債	9,500,000	66,324,000
11 災害復旧費	2 公共土木 施設災害 復旧費	道路橋梁災害 復旧事業	836,474,000	836,474,000	-	国庫支出金	818,974,000	17,500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁単独災害復旧事業	円 423,839,000	円 170,123,000	円 -	市 債	円 13,200,000	円 156,923,000
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧事業	2,293,722,000	2,293,722,000	-	国庫支出金	1,529,147,000	764,575,000
11 災害復旧費	4 その他公共施設災害復旧費	消防施設災害復旧事業	2,916,000	2,916,000	-	国庫支出金	1,944,000	972,000
11 災害復旧費	4 その他公共施設災害復旧費	市役所庁舎災害復旧事業	200,000,000	200,000,000	-	繰 入 金	200,000,000	-
合計			円	円	円	国庫支出金	円 4,038,411,000	円
			11,983,895,000	10,626,561,000	3,282,720,000	県 支 出 金	90,275,000	2,146,858,000
						繰 入 金	363,359,000	
						市 債	407,000,000	
						そ の 他	297,938,000	

令和3年6月11日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

令和 2 年度陸前高田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出 行為 負担額	左 の 内 訳		支 担 行 為 額	翌 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一 財 源		
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	復興整備事業	円 1, 316, 920, 350	円 1, 232, 588, 140	円 84, 332, 210	円 2, 889, 790	円 55, 975, 000	円 44, 780, 000	-	円 -	円 11, 195, 000	関係機関との協議に不測の日数を要したため。
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	高田地区土地 区画整理事業	11, 573, 051, 880	11, 380, 586, 580	192, 465, 300	18, 604, 700	211, 070, 000	168, 855, 000	-	円 -	42, 215, 000	掘削箇所において岩盤が確認されたため、その処理に不測の日数を要したため。
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	都市計画街路 整備事業	1, 746, 545, 727	1, 664, 716, 527	81, 829, 200	0	81, 829, 200	67, 509, 000	-	円 -	14, 320, 200	本事業に先行して実施する下水道工事において工期を延伸したことに伴い、当工事も延伸したため。
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	復興都市計画 推進事業	400, 423, 730	315, 900, 830	84, 522, 900	449, 000	84, 971, 900	67, 976, 000	-	円 -	16, 995, 900	工場での生産体制が縮小されたことに伴い資材の納入時期に遅れが生じたことから、年度内の完了が困難となったため。
合 計			15, 036, 941, 687	14, 593, 792, 077	443, 149, 610	21, 943, 490	433, 846, 100	349, 120, 000	-	円 -	84, 726, 100	

令和 2 年度陸前高田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の 購 入 限 度 額	説明
						国庫補助金	一般会計 補助金	企業債	負担金	補償金	損益勘定 留保資金			
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	配水管布設事 業（下壺工 区）	円 34, 554, 000	円 0	円 34, 554, 000	円 0	円 0	円 27, 400, 000	円 0	円 0	円 7, 154, 000	円 0	円 0	試掘等による既設管の位置確認に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	配水管布設事 業（二日市工 区）	53, 085, 000	0	53, 085, 000	0	0	44, 400, 000	0	0	8, 685, 000	0	0	試掘等による既設管の位置確認に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	配水管布設事 業（沼田工 区）	95, 740, 000	0	95, 740, 000	61, 671, 000	4, 037, 000	3, 300, 000	0	0	26, 732, 000	0	0	国県道工事の進捗に合わせる必要があり、年度内の完了が困難となったため。
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	配水管布設事 業（沼田工区 その 2）	47, 130, 000	0	47, 130, 000	31, 155, 000	2, 010, 000	1, 600, 000	0	0	12, 365, 000	0	0	市道工事の進捗に合わせる必要があり、年度内の完了が困難となったため。
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	配水管布設事 業（湊工区そ の 4）	19, 907, 000	0	19, 907, 000	15, 131, 000	977, 000	800, 000	0	0	2, 999, 000	0	0	造成工事の進捗に合わせる必要があり、年度内の完了が困難となったため。
1 水 道 事 業 資本的支出	1 建 設 改 良 費	消火栓設置事 業（本宿地区 ほか）	2, 916, 000	0	2, 916, 000	0	0	0	2, 916, 000	0	0	0	0	施設の状況により、消火栓設置場所の変更が必要となり、年度内の完了が困難となったため。
計			253, 332, 000	0	253, 332, 000	107, 957, 000	7, 024, 000	77, 500, 000	2, 916, 000	0	57, 935, 000	0	0	

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

議案第 4 号

陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 1 4 号）を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第2号

専 決 処 分 書

陸前高田市市税条例等について、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしなければならないが、これら条例の施行上急施を要し、議会を招集して議決を求める暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市市税条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市市税条例の一部改正)

第1条 陸前高田市市税条例（昭和30年条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（個人の市民税の非課税の範囲） 第27条 、、、（略） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除） 第35条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 、、、（略） (2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金_____並びに _____並びに 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金_____ _____	（個人の市民税の非課税の範囲） 第27条 、、、（略） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除） 第35条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 、、、（略） (2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）並びに _____並びに _____並びに 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関するもの

____及び同条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金____

____のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

2 〃〃〃 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第38条の3の2 〃〃〃 (略)

2及び3 〃〃〃 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第19条第8項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項____において同じ。)により提供することができる。

5 〃〃〃 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〃〃〃 (略)

2及び3 〃〃〃 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納

に限る。)及び同条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

2 〃〃〃 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第38条の3の2 〃〃〃 (略)

2及び3 〃〃〃 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第54条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 〃〃〃 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〃〃〃 (略)

2及び3 〃〃〃 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令

税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 \ \ \ (略)

(特別徴収税額)

第54条の8 前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第54条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第54条の3及び第54条の4の規定を適用して計算した税額

(2) \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

(退職所得申告書)

第54条の9 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

(環境性能割の税率)

第79条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項_____において準用する場合を含む。）の規定の

第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 \ \ \ (略)

(特別徴収税額)

第54条の8 前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第54条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第54条の3及び第54条の4の規定を適用して計算した税額

(2) \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

(退職所得申告書)

第54条の9 \ \ \ (略)

2 \ \ \ (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第79条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の

適用を受ける <u>3輪以上の軽自動車</u> 100分の1	適用を受ける <u>もの</u> 100分の1
(2) 法第451条第2項（同条第4項 <u>において準用する場合を含む。</u> ）の規定の適用を受ける <u>3輪以上の軽自動車</u> 100分の2	(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける <u>もの</u> 100分の2
(3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける <u>3輪以上の軽自動車</u> 100分の3	(3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける <u>もの</u> 100分の3
附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第5条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</u>	第5条の5 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</u>
2及び3 \ \ \（略）	2及び3 \ \ \（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第6条 平成30年度から <u>令和4年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第6条 平成30年度から <u>令和9年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2 \ \ \（略）	第10条の2 \ \ \（略）
2 \ \ \（略）	2 \ \ \（略）
3 <u>法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	3 <u>法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。</u>
4 <u>法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。</u>	4 <u>法附則第15条第23項に規定する市町村の</u>

2 5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 6 \ \ \ (略)

2 7 \ \ \ (略)

(土地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 1 1 条 \ \ \ (略)

(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例)

第 1 1 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 2 条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 2 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 1 2 条 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

2 3 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 5 \ \ \ (略)

2 6 \ \ \ (略)

(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 1 1 条 \ \ \ (略)

(令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)

第 1 1 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 2 条の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であって、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 2 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 1 2 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」とい

て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」とい

う。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

～略～

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等

う。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

～略～

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等

を除く。) に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号中及び第132条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 、、、（略）
（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第78条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 、、、（略）

2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 、、、（略）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）

を除く。) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号_及び第132条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 、、、（略）
（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第78条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 、、、（略）

2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 、、、（略）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第80条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第80条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第80条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第80条の規定の適用については、

、当該軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第80条の規定の適用については、

、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第80条の規定の適用については、

、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

5 〃、〃、〃（略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

～略～

5 〃、〃、〃（略）

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第80条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30

条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２及び３ 、、、（略） （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第２１条 、、、（略） ２ 法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和３年度までの各年度分の固定資産税については、第７２条の２の規定は適用しない。 ３及び４ 、、、（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第２６条 、、、（略）	条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２及び３ 、、、（略） （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第２１条 、、、（略） ２ 法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税については、第７２条の２の規定は適用しない。 ３及び４ 、、、（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第２６条 、、、（略） <u>２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 陸前高田市市税条例の一部を改正する条例（令和２年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（法人の市民税の申告納付） 第５０条 、、、（略） ２～８ 、、、（略） ９ 法第３２１条の８第５２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第５２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> １０～１４ 、、、（略） １５ 第１２項前段の規定の適用を受けている内	（法人の市民税の申告納付） 第５０条 、、、（略） ２～８ 、、、（略） ９ 法第３２１条の８第６０項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第６０項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> １０～１４ 、、、（略） １５ 第１２項前段の規定の適用を受けている内

国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 、、、(略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 、、、(略)

2～3 、、、(略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 、、、(略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第54条 、、、(略)

2 、、、(略)

3 第52条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条

国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 、、、(略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 、、、(略)

2～3 、、、(略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 、、、(略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第54条 、、、(略)

2 、、、(略)

3 第52条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条

第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第5条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。	第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第5条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項_____に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限_____が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間_____の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中陸前高田市市税条例第35条の6第1項第2号の改正部分及び同条例附則第6条の改正部分並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中陸前高田市市税条例第27条第2項及び第38条の3の3第1項の改正部分並びに同条例附則第5条の5第1項の改正部分並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中陸前高田市市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正部分（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の陸前高田市市税条例（以下「新条例」という。）第35条の6第1項第2号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の陸前高田市市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第35条の6第1項第2号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第38条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第38条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第38条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第38条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第38条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第38条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の

市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 5 号

陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 15 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第 3 号

専 決 処 分 書

陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例について、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしなければならないが、同条例の施行上急施を要し、議会を招集して議決を求める暇がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（課税免除の適用） 第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは<u>第39条第1項</u>に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条第1項</u>____、第10条の5第1項、<u>第17条の2第1項</u>____、第17条の5第1項、第18条の4第1項、<u>第25条の2第1項</u>____、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは<u>法第39条第1項</u>に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 菅 野 房 雄

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 菅 野 房 雄

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 7 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 村 上 文 子

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 村上文子

生年月日

学歴

経歴

議案第 8 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 村 上 伸 一

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 村 上 伸 一

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 9 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 白 川 周 一

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 白川周一

生年月日

学歴

経歴

議案第 10 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 石 川 秀 一

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 石川 秀一

生年月日

学歴

経歴

議案第 11 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 村 上 恭一郎

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 村上 恭一郎

生年月日

学歴

経歴

議案第 12 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 菅 野 富 雄

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 菅野 富雄

生年月日

学歴

経歴

議案第 13 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 新 沼 信 秋

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 新沼信秋

生年月日

学歴

経歴

議案第 14 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 鈴木 桂 子

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 鈴木桂子

生年月日

学歴

経歴

議案第 15 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 戸 羽 正 光

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経歴書

住所

氏名 戸羽正光

生年月日

学歴

経歴

議案第 16 号

農業委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 熊 谷 眞美子

生年月日

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

農業委員会の委員の任期が令和 3 年 7 月 7 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員会の委員を任命しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 熊 谷 眞美子

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 17 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

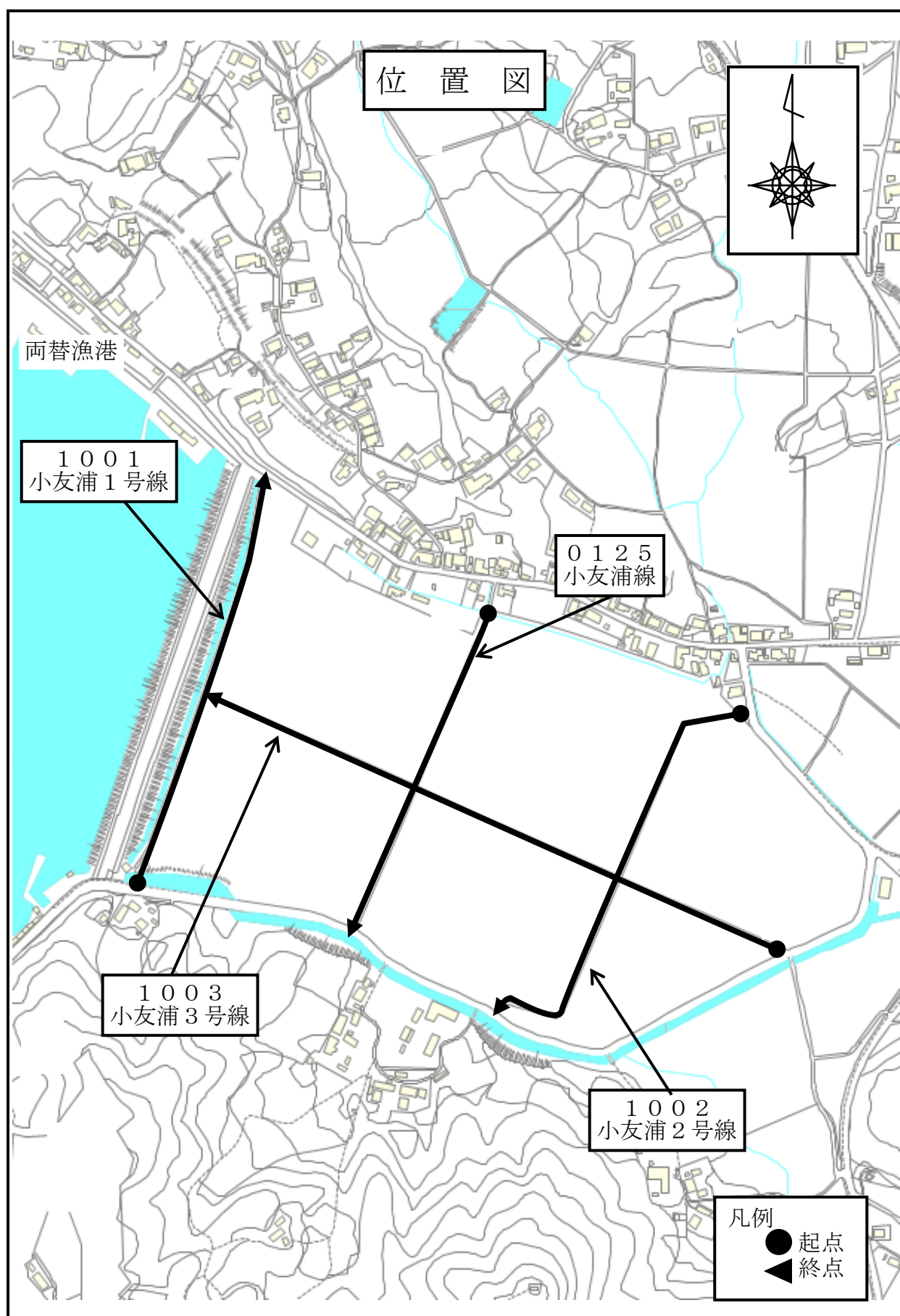
整理番号	路 線 名	起 点（地番）	総延長 (m)	重要な 経過地
		終 点（地番）		
0125	小友浦線	小友町字小友浦 10 番 5	419	
		小友町字小友浦 27 番 4		
1001	小友浦 1 号線	小友町字小友浦 16 番 6	498	
		小友町字小友浦 1 番		
1002	小友浦 2 号線	小友町字小友浦 21 番 7	529	
		小友町字塩谷 84 番 4		
1003	小友浦 3 号線	小友町字小友浦 32 番 11	718	
		小友町字小友浦 14 番 1		

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

市道路線を廃止しようとして提案するものである。



議案第 18 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

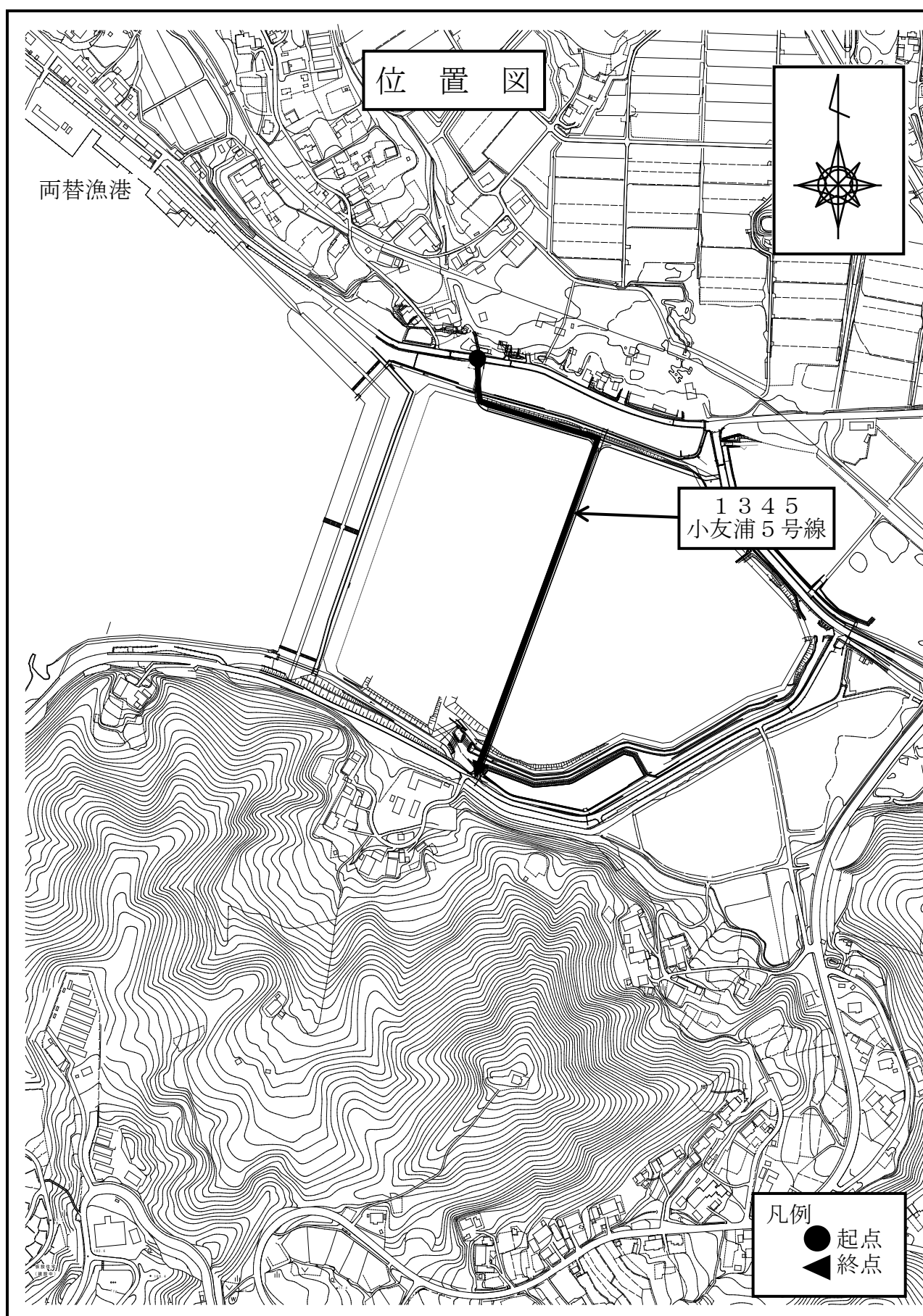
整理番号	路 線 名	起 点（地番）	総延長 (m)	重要な 経過地
		終 点（地番）		
1345	小友浦 5 号線	小友町字三日市 43 番 6	604	
		小友町字塩谷 86 番 1		

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

市道路線を認定しようとして提案するものである。



議案第 19 号

脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事の変更請負契約締結について

令和 2 年 11 月 27 日に契約の変更に関し議会の議決を得た脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事について、請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市米崎町字脇の沢地内ほか
- 3 請 負 者 東亜建設工業(株)・(株)菊池組・(株)共立土木特定共同企業体
代表者 宮城県仙台市青葉区中央二丁目 8 番 13 号
東亜建設工業株式会社東北支店
執行役員支店長 後 藤 良 平

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	13,645,033,363 円	13,943,325,718 円

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

脇之沢漁港海岸災害復旧（防潮堤）工事変更概要

工事変更内容

- 1 防潮堤山付部における大型ブロック積擁壁の増
- 2 作業員確保のための宿泊費等の増

議案第20号

(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の請負契約締結について

(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 (仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字馬場前地内
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 589,600,000円
- 5 請 負 者 岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢79番地1
株式会社佐武建設
代表取締役 須 賀 芳 也

令和3年6月11日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事の請負契約を締結しようとして提案するものである。

(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設新築工事概要

1 目的

(仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設を整備しようとして施工するものである。

2 工事期間

議会の議決を得た日から令和 4 年 3 月 25 日まで

3 工事場所

陸前高田市高田町字馬場前地内

4 工事内容

(1) (仮称) 陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設

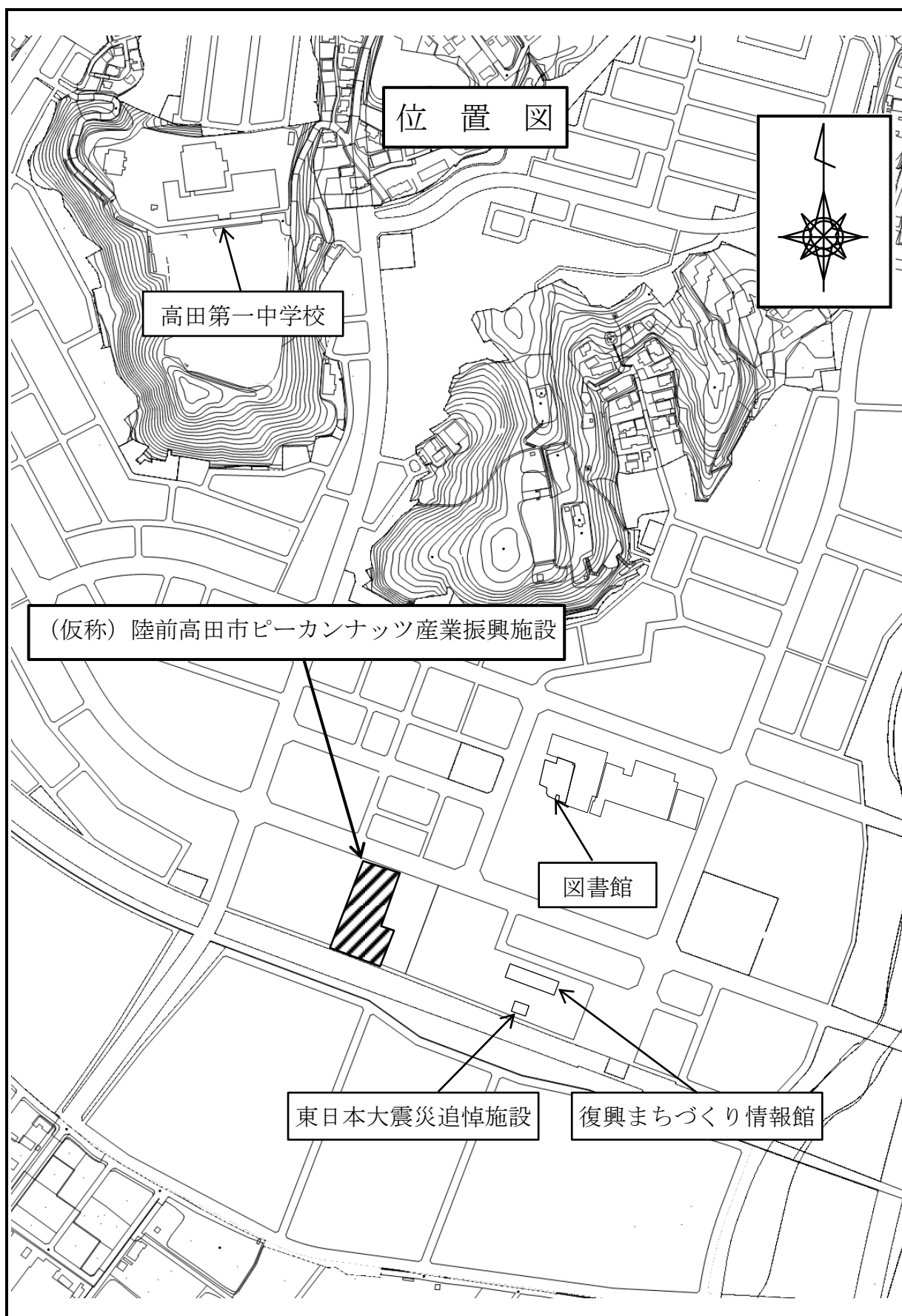
鉄骨造平屋建

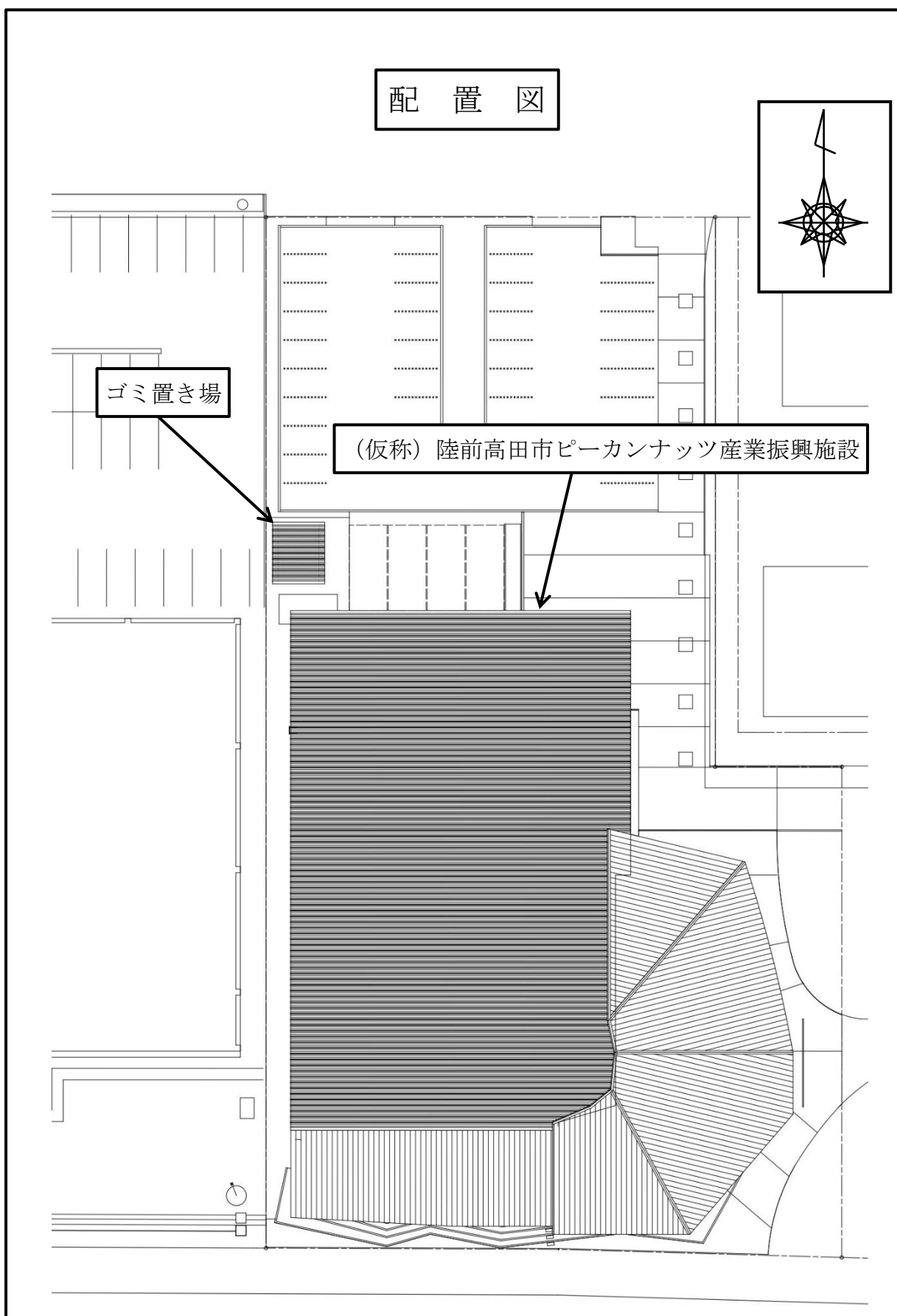
延床面積 1,745 m²

(2) ゴミ置き場

鉄骨造平屋建

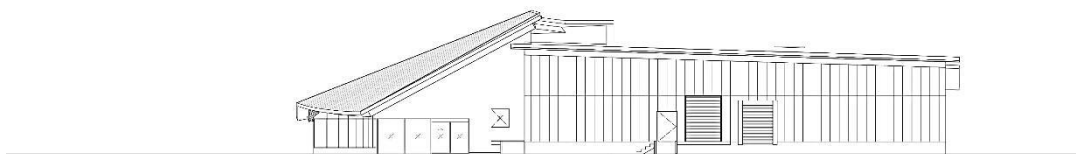
延床面積 15 m²



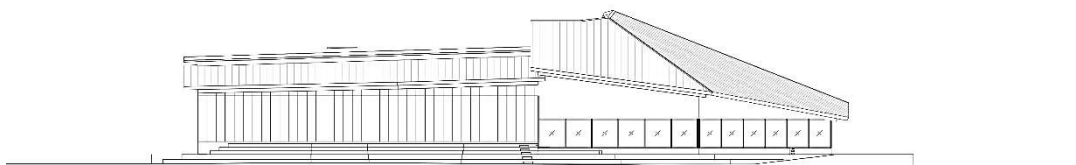


立面図（（仮称）陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設）

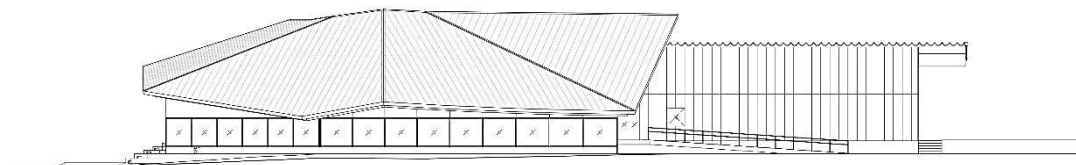
北側



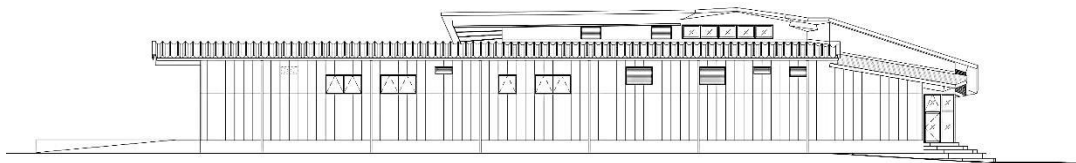
南側



東側

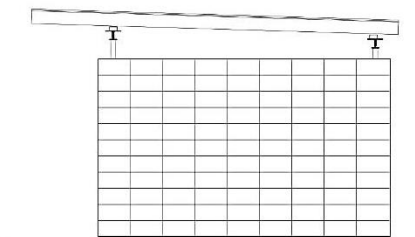


西側

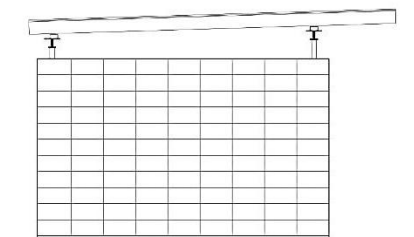


立面図 (ゴミ置き場)

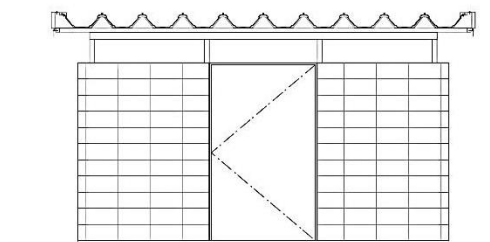
北側



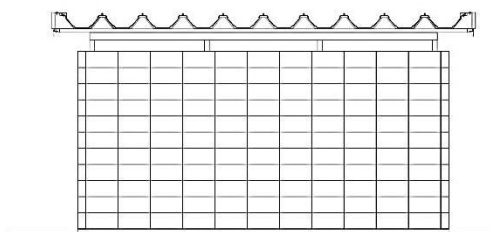
南側



東側



西側



議案第 21 号

財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

消防の用に供するため

2 取得する財産

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 名 称 | 小型動力ポンプ付積載車 |
| (2) 財 産 の 配 備 | 陸前高田市消防団小友分団第 1 部及び竹駒分団第 2 部 |
| (3) 種 別 | 備品 |
| (4) 数 量 | 2 台 |
| (5) 取得予定価格 | 20,845,000 円 |

3 取得の方法

買入れ

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

小型動力ポンプ付積載車を買い入れようとして提案するものである。

議案第 22 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

1 放棄する権利の内容

- (1) 令和 3 年度までの市有地に係る賃料及び賃料相当損害金請求権並びに市有地原状復旧費用及び債務者の水道料金に係る債権
- (2) 令和 4 年度以降の市有地に係る賃料相当損害金請求権

2 債務者

陸前高田市米崎町字川崎 238 番地 1

有限会社陸高商事

3 放棄する理由

債務者の破産手続廃止決定がなされたことにより、債権の回収及び当該債権に係る時効が援用される見込みがなくなったため。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

債務者の破産手続廃止決定がなされたことから、回収不能な債権を放棄しようとして提案するものである。

放棄する権利の概要

1 令和 3 年度まで

区分	年度	金額
賃料及び賃料相当損害 金請求権	平成 29 年度	1, 075, 300 円
	平成 30 年度	1, 129, 000 円
	令和元年度	1, 197, 000 円
	令和 2 年度	1, 197, 000 円
	令和 3 年度	1, 197, 000 円
市有地原状復旧（地下 埋設物等撤去）費用に 係る債権	—	12, 100, 000 円
債務者の水道料金に係 る債権	平成 29 年度	430, 581 円
合計		18, 325, 881 円

2 令和 4 年度以降

今後も原状復旧が行われるまで賃料相当損害金は発生し続けるものの、今年度までと同様に回収の見込みがないことから、併せて放棄するもの。

議案第 23 号

陸前高田市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

陸前高田市青少年問題協議会設置条例（昭和 37 年条例第 6 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市青少年問題協議会設置条例を廃止しようとして提案するものである。

陸前高田市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

陸前高田市青少年問題協議会設置条例（昭和 3 7 年条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和 32 年条例第 9 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 11 日

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免の実施並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 陸前高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～15 、、、(略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免) 16 <u>令和元年度分及び令和2年度分の保険税で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているもの</u> _____ _____ _____の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第30条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、納税義務者が属する世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 、、、(略) 17～19 、、、(略)	附 則 1～15 、、、(略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免) 16 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から<u>14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われていたならば令和3年4月1日以前に納期限が定められるべきものを除く。</u>）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第30条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、納税義務者が属する世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 、、、(略) 17～19 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

第2条 陸前高田市国民健康保険条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。	附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染した、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例)

第3条 陸前高田市介護保険条例(平成12年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第8条 令和元年度分及び令和2年度分の保険料で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料_____の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、被保	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第8条 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u> _____の間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(被保険者の資格を取得した日から<u>14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われていたならば令和3年4月1日以前に納期限が定められるべきものを除く。)</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、被保

険者の属する世帯の生計を主として維持する 者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略)	険者の属する世帯の生計を主として維持する 者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 (2) \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の陸前高田市国民健康保険税条例附則第 1 6 項及び陸前高田市介護保険条例附則第 8 条の減免については、なお従前の例による。

議案第 25 号

陸前高田市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

陸前高田市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年条例第 21 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

行政手続における押印の見直しに伴い、審査申出等の手続における押印を廃止しようとして提案するものである。

陸前高田市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 陸前高田市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(審査の申出) 第4条 、、、(略) 2及び3 、、、(略) <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5及び6</u> 、、、(略) (口頭審理) 第8条 、、、(略) 2～4 、、、(略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) 、、、(略) 6～8 、、、(略)	(審査の申出) 第4条 、、、(略) 2及び3 、、、(略) <u>4及び5</u> 、、、(略) (口頭審理) 第8条 、、、(略) 2～4 、、、(略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 _____ (1)～(3) 、、、(略) 6～8 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(基準地積の更正申請) 第19条 、、、(略) (1)～(3) 、、、(略) (4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、並びに隣接する宅地の所有者の署名<u>及び押印</u>をした境界表示図 2及び3 、、、(略)	(基準地積の更正申請) 第19条 、、、(略) (1)～(3) 、、、(略) (4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、並びに隣接する宅地の所有者の署名_____をした境界表示図 2及び3 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成

24年条例第28号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(基準地積の更正申請) 第19条 、、、(略) (1)～(3) 、、、(略) (4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、並びに隣接する宅地の所有者の署名 <u>及び押印</u> をした境界表示図 2及び3 、、、(略)	(基準地積の更正申請) 第19条 、、、(略) (1)～(3) 、、、(略) (4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、並びに隣接する宅地の所有者の署名_____をした境界表示図 2及び3 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関する手数料の徴収事務を所管することから、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市手数料条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（手数料の種類及び金額等） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(22) 、、、（略） <u>(23) 住民基本台帳カード交付手数料 1 件について 5 0 0 円</u> <u>(24) 、、、（略）</u> <u>(25) 個人番号カードの再交付手数料 1 件について 8 0 0 円</u> <u>(26) 、、、（略）</u> 2 ～ 6 、、、（略）	（手数料の種類及び金額等） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(22) 、、、（略） <u>(23) 、、、（略）</u> <u>(24) 、、、（略）</u> 2 ～ 6 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。